

ペーチェット病

医療中間センター
毛呂病院案内

毛呂病院は東京から約一時間半美しい秩父の山波を背景にした静かな田園地帯にある。この病院はペーチェット病にかかり、視力に障害をきたした人々を対象にして、その治療と社会復帰のための準備訓練を行なうことを目的としており入院者は約三ヶ月から六ヶ月のカリキュラム修習を経て多くは国立視力障害者センターに入所、本格的な復帰訓練を受けることになる。

所在地は埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷三八(電話〇四九二九一四一―二二二二)で、新宿から立川拝島線由八高線に乗り毛呂駅下車三分、または池袋から東上線を利用坂戸で越生線に乗り換え東毛呂駅で下車してもいい。

設備は一室二名を原則とし、診療室、教室、食堂、浴室、調理室が完備しており、現在約二〇名入室できるが、患者数の増加に応じて増室している。

ここでは眼科並びに内科的な経過観察と治療が受けられ、日常の起居生活、感覚と行動、歩行、点字、一般文字、カナタイプ印刷の訓練も並行して行なわれる。

費用は、自費の場合一日二千円前後、入院保証金五万円が必要。また、健康保険、国民健康保険、生活保護法を利用する場合は、保険証を提示して、三万円の保証金を預ける。健保本人の場合、保証金は必要としない。診療費、文書料は別途にかかり、毎月二十日が精算になっている。

入院には印鑑、洗面具、湯呑、チリ紙、寝巻、スリッパ等の携帯品のほか、点字器、白杖、運動グッズを持参すること。ただし寝具は病院内に設置されているので必要ではない。

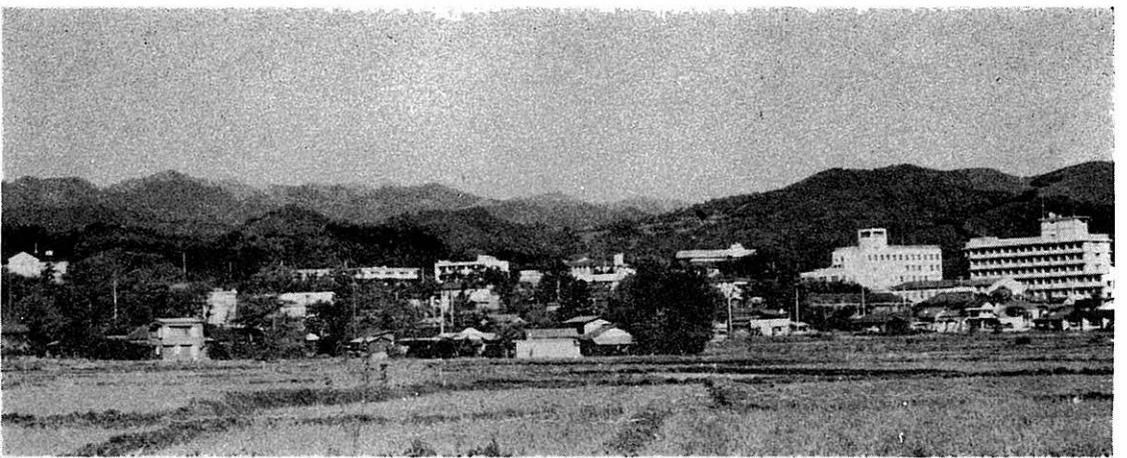
入所希望者は、次に掲げる書類を居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して当センター所長に提出すること。

6) 国立視力障害センター募集区域

施設名	科目	対象区域	その他
国立函館視力障害センター	あん摩、マッサージ、指圧師2年課程、あん摩、指圧師、はり師、きゆう師5年課程	北海道、青森、秋田、岩手	
国立塩原視力障害センター		宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、石川	農芸科 全国
国立東京視力障害センター		東京、神奈川、山梨、静岡、長野	あんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師3年課程、点字印刷科、カナタイプ科以上は全国
国立神戸視力障害センター		三重、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福井、岐阜、愛知、滋賀	
国立福岡視力障害センター		山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	

〔写真説明〕

田園風景の中にある毛呂病院



☆申込先 東京都中央区銀座三の二 読売新聞本社 電話(03)111-1111「光のプレゼント」係

◎国立視力障害センター

1. 国立視力障害センターとは何をすると

国立視力障害センターは国立光明寮設置法及び身体障害者福祉法に基づき設けられた国立の視覚障害者更生施設であり、視覚障害者とくに人生途中で視覚に障害を受けた者を収容若しくは通所させ「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師等に関する法律」による理療師養成のための職業教育訓練並びに生活指導、社会生活適応訓練等を行ない、もって身体的、心理的に更生させ社会に復帰させることを目的としている。

なお、外来者の更生相談並びに更生指導もあわせて行なっている。

2. 国立視力障害センターはどこにあるのか

全国に5ヶ所あり次のところである。

- 国立函館視力障害センター
所在地 北海道函館市湯川町35
TEL 函館(0138)51-2751(代)
- 国立塩原視力障害センター
所在地 栃木県塩谷郡塩原町福渡
TEL 塩原(02873)2-2934(代)
- 国立東京視力障害センター
所在地 東京都杉並区梅里2-34-18
TEL 東京(03)311-1165(代)
- 国立神戸視力障害センター
所在地 兵庫県神戸市垂水区玉津町吉田
TEL 神戸(078)911-3379(代)
- 国立福岡視力障害センター
所在地 福岡市今津津長浜4820
TEL 福岡(295)6-1361(代)

3. 職業教育、訓練および生活指導の内容はどうなっているのか

入所者は収容若しくは通所し、更生のために次のように生活指導並びに職業教育等を行なう。

- 生活指導及び生活訓練
生活指導は、入所者の精神的不安、歩行、動作及び読み書きの不自由等、視覚障害より生じた心理的、身体的ハンディキャップを克服し、社会生活に復帰するために必要な指導であって、日常の起居生活、感覚と行動、保健体育、点字習得、一般文字、カナ文字タイプ、ホーム・ルーム、面接相談、グループ活動等の指導並びに訓練を実施している。また、生活指導の一環として体育大会、水泳大会、ピクニック等を行なっている。(ただし水泳大会は

一部のセンターのみ)

- 職業教育
職業教育課程には、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師学校養成施設認定規則」に基づくあん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆうの理論及び技能の修得のための次の課程がある。
あん摩マッサージ指圧科 2年課程
あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう科第1部 5年課程
あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう科第2部 3年課程
あん摩マッサージ指圧はり、きゆう職業教育課程においては、基礎医学(解剖学、生理学、病理学、衛生学)臨床医学(症候概論、治療学、漢方概論)施術の理論(あん摩マッサージ指圧の理論、はり理論、きゆう理論)医事法規、実技(あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう)臨床実習、その他普通教科としてあん摩科及び第1部には国語、社会、理科、数学、体育、学徳、第2部には国語、体育、教育指導を行なっている。ただし2部コースは東京センターのみである。
- 職業訓練(東京センターのみ)
視覚障害者の新職業(あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう師以外の職業)を開拓するため点字印刷科およびカナタイプ科を設置しこれに必要な技術を修得させている。
点字印刷科 1年課程
カナタイプ科 1年課程
点字印刷科においては、点字図書出版に必要な製版、印刷、製本、校正、作図、又カナタイプ実技、録音タイプタイプライター等のほか、経営学及び一般教養課程の指導を行なっている。
- 農芸科(塩原センターのみ)
本所における農芸科は失明者が失明によるハンディキャップをのりこえて畜産・野菜を主体に行なう農業者としての社会復帰を目的とするコースです。農芸科においては、入所生の視力・経験・能力差を充分考慮し、また背後の社会的・地理的家族的諸環境を考慮して本人にとってもっとも適当と思われる内容の個人指導を徹底させることを基本としています。
1~2年の訓練をうけることによって行動力がつき、農芸の仕事に相当広範囲にわたって行なうことができるようになります。またどうしても視力がな

国立視力障害者訓練施設案内

ければ難しい仕事については、共同作業(例えば家族との)によって解決していくようになります。

4. 募集人員はどのくらいか

- あん摩マッサージ指圧科 2年課程 60名(ただし東京センターは30名)
あん摩マッサージ指圧はりきゆう科
第1部 5年課程 30名
第2部 3年課程 60名
点字印刷科
1年課程 若干名
カナタイプ科
1年課程 若干名
農芸科 1年課程 若干名
(塩原センターのみ)

5. 入所資格はどうなっているのか

- 視覚障害の程度
「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)」第15条の規程による身体障害者手帳の交付を受けている者
- 年齢
満15才以上(男女)
- 学歴
ア あん摩マッサージ指圧科2年課程及びあん摩マッサージ指圧、はり、きゆう科第1部および農芸科については、学校教育法(昭和22年3月法律第26号)に定める中学校(旧制高等小学校を含む)を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認められる者。
イ あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう科第2部については、学校教育法に定める高等学校(旧制中学校を含む)を卒業した者、またこれと同等以上の学力があると認められる者。
ウ 点字印刷科については、前記のア以上の学力を有するとともに点字の読み書きに熟練した弱視者。
エ カナタイプ科については前記ア以上の学力を有するとともに、カナタイプ技術に熟練した者。特に視力は問わない。
(注)前記の「同等以上の学力があると認められる者」とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師学校養成施設認定規則の第7条及び第8条の規定に基づくものである。

6. 募集区域はどうか

(別表の通り)

7. 入所の受付はいつか

年間を通じて常時行なっている。

8. 入所の手続はどのようにしたらいいか

入所を希望する者は、次に掲げる書類を居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して当センター所長に提出すること。

- 履歴書
- 健康診断書
- 眼科診断書
- 調査書
- 最終学校の卒業証明書又は修業証明書
- 成績証明書
- 戸籍とう本
- 心理並びに職能判定書(更生相談所様式です)

上記の書類は各センターによって様式、規格等に多少の相違がある。

◎社会福祉法日本ライトハウス

職業・生活訓練センター案内

所在地 大阪市城東区今津中2-12
TEL 大阪(06)961-5531~4

概略

身体障害者福祉法に基づく失明者の更生施設として視力に障害を受けた者を施設の寄宿舎に収容または家庭から通所させて(収容定員30名、通所定員7名)2ヶ年にわたり、生活訓練(歩行訓練、家政訓練)と職業訓練(職業能力の基礎訓練と測定、軽工業機械の操作訓練、ボール盤、プレス、フライス盤、旋盤、木工構内電話交換手養成訓練一女子のみ)をおこなっている。

◎東京都心身障害福祉センター

案内

所在地 東京都新宿区戸山町43
TEL 東京(03)203-6141

概略

心身障害者のあらゆる問題について相談に応じ専門的立場から適切な判定と指導を行なう。
取扱対象は東京都内の精神薄弱者(児)身体障害者(児)およびこれらに準ずるものである。